

第74回道州制特別区域提案検討委員会 議事録

日 時 令和3年(2021年)9月7日(火) 15:30~16:30

場 所 WEB会議にて開催

(事務局：道庁別館4階 道立病院局会議室)

出席者 別添「出席者名簿」のとおり

1 開 会

2 挨拶

(増田局長)

- ・ 本制度を有効に活用し、本道の自立的発展と分権型社会の更なる進展につなげていきたい。

3 正副会長選任

- ・ 北海道道州制特別区域推進条例第7条の規定に基づき、正副会長の互選を行い、会長に岸本委員を、副会長に太田委員を選任。

4 議 事

(1) 北海道道州制特別区域計画について

ア 北海道道州制特別区域計画の概要について

イ 北海道道州制特別区域計画の変更について(令和3年3月)

- ① 事務局から資料1-1~1-3に基づき説明。
- ② 質疑応答(有・無)

(2) 道民アイデアの第1次整理について

自動走行車(レベル4)の商業レベルの実用化

- ① 事務局から資料2、参考資料1~5-1に基づき説明。
 - ・ 第1次整理の進め方は、事務局から説明を踏まえ、委員が質疑、意見交換等を行い、その上で、「一旦検討終了」か、または更に議論を深めるために「分野別審議」にグルーピング化するか今後の対応方法について結論を得る。
- ② 質疑応答(有・無)

(岸本会長)

- ・ 提案者は2つのパターンを想定して提案している。1つ目が日本企業の自動走行のテスト地として規制緩和すること、2つ目が既に海外においては商業自動走行を実現していることから、北海道においては特に大きな規制をかけることなく、実用化することの特区を認めたらどうかという提案がなされている。

- ・ 当委員会ではこの2つを場合分けしながら議論しなくてはならないが、整理表の一次整理の対応（案）の理由として、まだ技術が確立されていないことを記載しており、場合分けがなされていないため、提案者に対してもっと詳しく答える必要があると思う。
- ・ 日本企業の自動走行テスト地については、個人的な見解としては、現在、様々な規制がかかっているものを、北海道は障害物が少ないということで、規制を取り払ってしまうというのは安全性の確保の観点からためられる。
- ・ 他方で、既に海外において商業レベルでの自動走行の実績がある場合は、どのような状況で海外で実用化されているかを調べ、海外で実用化されている条件と日本の規制の条件を比較していくことが必要であると思う。
- ・ 海外で実績があり、実用化されている車であれば、特区のような形で、北海道では一定の条件を満たす場合は規制を緩和してほしいという提案も可能性としてはなくはない。
- ・ 海外の商業実績の条件を確認することなく、一旦検討終了と答えて良いか吟味する必要があると思う。

(佐藤委員)

- ・ 海外企業に対する可否については、なぜ駄目なのかを説明しないと、提案者のモチベーションが下がってしまうことや、今後誘発されることもないと考える。
- ・ 提案に関しては、非常に良い観点であり、知事が、コロナ時代においてデジタルやグリーンなどを政策提案としてこれから打ち出していくにあたり、今後、電気自動車にも普及していく中で、自動走行は北海道で進めていくと非常に良いと思うが、特区提案にはそぐわないのではないかと考える。
- ・ 特区化とは別として、提案の最終的な帰結点は、企業誘致に伴う人口や税収の増加などの効果が認められることと考えているため、当委員会で考えることではないかもしれないが、道の施策の中では水平展開していただきたいと考えている。
- ・ 一次整理の対応の理由にどう盛り込めるかは、当委員会で検討することになると思う。

(岸本会長)

- ・ 最近、道民提案の数が少ない。実現できるかどうかはともかくとして、道民の方々に提案してみようという気持ちをそぐような回答の仕方はしたくない。
- ・ 海外での商業的な自動走行を認めている条件を調べた上で、日本の様々な法律等で行われている規制と比較して、海外で認められるレベルの自動車を、北海道で走行させて大丈夫か検討し、丁寧に答えるという意味において、本日で一旦検討終了するのは回答の仕方を考える上で早いと思う。

(堤委員)

- ・ 道州制特区は北海道全体で適用されなくてはならないのか。また、もし特区として認められる場合、北海道の一部の地域や特定の季節に限定するなど、当委員会で細かい条件を付すことはできるのか伺いたい。

(事務局)

- ・ 道州制特区は、国から北海道に対して権限移譲や規制緩和を先行的・モデル的に受ける制度である。例えば、一部の地域に限定するのであれば、地域や分野を特定した構造改革特区などの制度もある。

(岸本会長)

- ・ 事務局の説明に補足するが、北海道の特性を考えて、規制の緩和、撤廃あるいは独自の運用の可否を、国に対して求めていく制度であり、その根拠を道民のアイデアに求めていくものである。
- ・ 当委員会はその道民アイデアの実現に向けて検討する場である。

(堤委員)

- ・ そうであれば、継続的に検討していくべきであり、あっさり一旦検討終了とするのはどうかと思う。

(岸本会長)

- ・ 2つ目の提案についてということで良いか。

(堤委員)

- ・ 1つ目も2つ目もどちらも可能性はあるのではないかと思う。
- ・ いずれも検討材料が足りていないのではないか。

(岸本会長)

- ・ 国内外問わず、一定地域、一定条件下では実証している。これを北海道で緩和できるか、必要性和相当性があるかを検討した上で、難しいのであれば仕方がないが、回答にワンクッションを持たせるべきである。

(事務局)

- ・ 本日の意見をもとに、再度、論点整理させていただく。

(岸本会長)

- ・ 海外の条件を調べるのに時間がかかると思うが、説明責任や道民への説明を丁寧に行いたい。

(事務局)

- ・ 次回開催については、改めて日程調整させていただきたい。

(3) その他

その他意見等なし

5 閉 会

以 上